

次回産業連関表の作成対象年への東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の影響について（案）

○論点

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）において、東北・関東地方沿岸部の企業・事業所の生産設備等が甚大な被害を受け、今後、各種産業の生産構造等が大きく変化することが予想されるが、次回の産業連関表の作成対象年は、当初予定どおり、平成23年のままで良いか。産業連関表は、各種経済統計のベンチマークとして利用されるものであり、当該地震の発生により、特異な生産構造になった年次がベースとなることについて問題はないか。

1 東北地方太平洋沖地震の影響に関する検討の必要性

産業連関表の作成対象年に大規模地震が発生したケースとしては、平成7年産業連関表の作成対象年である1995年に発生した阪神・淡路大震災の例があるが、平成7年産業連関表の作成に当たっては、阪神・淡路大震災の影響を勘案した作成対象年の変更など特別な対応は特に実施していない。しかしながら、今回の東北地方太平洋沖地震においては、建物の倒壊のみならず、太平洋沿岸部広域に亘る津波被害、原子力発電所の被害とこれに伴う電力供給の不足といった、日本経済、国民生活に対しても大きな影響をもたらしており、これにより、各種産業の生産構造等も大きく変化することが予想される。

このため、今回の東北地方太平洋沖地震については、次回の産業連関表の作成対象年の是非等、その影響について検討する必要がある。

2 次回産業連関表の作成対象年の取扱いの方向性（案）

次回産業連関表の作成対象年については、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針」（平成22年12月27日産業連関部局長会議決定）において平成23年とすることが定められているところである。しかし、今般の東北地方太平洋沖地震による影響に鑑み、作成対象年について、①平成22年に繰り上げる場合、②当初予定どおり平成23年とする場合、③平成24年に延期する場合の3つのケースにつき、推計資料、分析面及び作成スケジュールの3つの視点から問題点等を検討した結果は以下のとおりである。

①平成22年に繰り上げる場合

- ・推計資料…財（製造業等）については、工業統計が想定されるものの、サービス（サービス業）については、直近のデータが平成16年サービス業基本統計と極めて古いものしかなく、これを延長推計することになり精度上問題がある。

- ・分析面…投入係数の安定性は保たれるが、震災により各種産業の生産構造が変化する可能性があるため、23年以降の経済を対象にした分析を行う場合は、精緻な分析結果が得られない可能性がある。
- ・作成スケジュール…原則5年周期の維持が可能であるが、実務面では、基本方針の再策定も含め大幅に見直す必要がある。

②当初予定どおり平成23年とする場合

- ・推計資料…「経済センサスー活動調査」は、現在のところ、当初予定どおり、平成23年を調査対象年としているため、財（製造業等）、サービス（サービス業）ともにこれを利用できる。
- ・分析面…震災後の新たな生産構造はある程度の期間一定であると考えられ、これを反映した分析を行うことが可能である。
- ・作成スケジュール…現行のスケジュールで作業を進めることが可能である。

③平成24年に延期する場合

- ・推計資料…財（製造業等）については、工業統計が想定され、サービス（サービス業）については、経済センサスー活動調査を延長推計して利用することが想定される。精度面では、直接利用できる平成23年に比べ低下する。
- ・分析面…23年と同様。
- ・作成スケジュール…前回基準年から7年の間隔があいてしまうため、各種経済統計のベンチマークとしての存在意義が低下。また、次回表までの間隔がタイトになり作業期間の確保が困難になる。

上記の検討を踏まえると、①作表に当たり、最も重要な基礎データとなる「経済センサスー活動調査」が、平成23年を対象に実施されること、②震災後の新たな生産構造は、ある程度の期間一定であると考えられ、これを反映した分析が可能であること、③可能な限り5年間隔に近い周期を維持できること、から「次回産業連関表の作成対象年は、当初どおり平成23年とすることが適当」と考える。

3 その他（作成対象年以外の課題）

次回産業連関表の作成に当たっては、作成対象年の問題以外に今後、検討すべき課題として以下のようなものがある。

- ① 東北地方太平洋沖地震による建物の倒壊、津波などにより、被災した工場の生産物の中には、原材料等を投入し生産は行ったものの、生産物が出荷されずに破損・流失してしまったという事象が発生していると考えられる。このようなケースを産業連関表上でどのように表現するか。
- ② 産業連関表作成のための特別調査（サービス産業・非営利団体等投入調査等）の実施に当たり、その母集団名簿が東北地方太平洋沖地震により不十分となっている恐れがある。その場合、標本抽出等についてどのように対処するか。